

余剰電力売却仕様書

1. 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、乙訓環境衛生組合ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）が供給する余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 余剰電力売却

(3) 供給場所 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

(4) 施設概要

ごみ処理施設 1号炉・2号炉（各75t/24h）平成7年4月供用開始（発電設備：無）

3号炉（75t/24h）平成14年4月供用開始（発電設備：有）

リサイクルプラザ 粗大ごみ処理（32t/5h）・資源ごみ処理設備（14t/5h）

(5) 発電設備

ア 発電機 蒸気タービン発電機

イ 定格出力 1, 200kW 1基（設置：3号炉のみ）

ウ 燃料 一般廃棄物

エ 認定状況 当該設備は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）における新エネルギー等発電設備の認定を受けており、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法附則第12条のRPS法の廃止に伴う経過措置により、予定する売却電力量には新エネルギー等電気相当量及び環境価値を含むものとする。

（設備番号ID : B 000050E 26）

(6) バイオマス比率実績

令和4年4月～6月	35%	令和4年7月～9月	44%
令和4年10月～12月	65%	令和5年1月～3月	55%
令和5年4月～6月	23%	令和5年7月～9月	35%
令和5年10月～12月	26%	令和6年1月～3月	53%
令和6年4月～6月	55%	令和6年7月～9月	51%

(7) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 標準電圧6, 600V

ウ 周波数 60Hz

エ 本線 1回線

2. 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

- (2) 予定売却電力量 1, 673, 950 kWh (詳細は添付資料-②)
- (3) 供給期間 令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

3. その他

(1) 停電期間について

この契約の期間において、定期検査及び定期補修等による発電機の停止日数は、99日を予定している(詳細は添付資料-①を参照)。

その他、この契約の期間において、計量法に基づく計量器の取替等による停電の予定はない。

(2) 本発電設備は、発動指令電源(安定電源に属さない)として容量市場参加予定であり、受注者が供給計画等に計上できる安定的に売電可能な容量は1,000kW未満である。

(3) 発電側課金について

① 発電側課金については、契約希望単価に含まないものとし、本組合が一般送配電事業者に対して負担する発電側課金相当分の金額を別途、買受者の負担に転嫁する。

② 本組合が負担する発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買受者が行うこととし、買受者から一般送配電事業者への支払相当額と前項の定めによる本組合から買受者への転嫁相当額を毎月の電力量料金の支払において相殺する。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(5) 添付資料

添付資料 - ① 供給期間ごみ処理施設運転計画(案)

添付資料 - ② 令和6年4月分～令和7年3月分 月別予定売却電力量(予定)

添付資料 - ③ 令和4年4月分～令和6年3月分 月別売却電力量(実績)

供給期間ごみ処理施設運転計画（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1号炉	13日～	～31日	11日～	～1日		
2号炉		10日～	～24日			2日～
3号炉		～9日	25日～			
発電機		～9日	27日～			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	13日～	～15日				16日～
2号炉	～7日	15日～	～25日	16日～	～31日	
3号炉	～7日	26日～				
発電機	～7日	28日～				

注1 色塗部分は、稼働期間を表している。

注2 発電機停止期間は、5/10～6/26 と 10/8～11/27 の計99日間を予定している。

令和7年4月分～令和8年3月分 月別予定売却電力量（予定）

（単位：kWh）

月	区 分	重負荷時間帯	昼間時間帯	夜間時間帯	合 計
令和7年4月分	—	—	57,630	134,470	192,100
令和7年5月分	—	—	13,098	30,562	43,660
令和7年6月分	—	—	9,429	22,001	31,430
令和7年7月分	—	15,500	31,000	108,500	155,000
令和7年8月分	—	26,714	53,428	186,998	267,140
令和7年9月分	—	16,336	32,672	114,352	163,360
令和7年10月分	—	—	9,954	23,226	33,180
令和7年11月分	—	—	3,642	8,498	12,140
令和7年12月分	—	—	46,500	108,500	155,000
令和8年1月分	—	—	48,732	113,708	162,440
令和8年2月分	—	—	73,113	170,597	243,710
令和8年3月分	—	—	64,437	150,353	214,790
年	間	58,550	443,635	1,171,765	1,673,950

令和4年4月分～令和5年3月分 月別売却電力量 (実績)

(単位：kWh)

区 分 月	重負荷時間帯	昼間時間帯	夜間時間帯	合 計
令和4年 4月分	—	81,858	124,900	206,758
令和4年 5月分	—	7,852	42,596	50,448
令和4年 6月分	—	3,017	4,850	7,867
令和4年 7月分	18,231	33,027	97,846	149,104
令和4年 8月分	34,195	54,690	147,586	236,471
令和4年 9月分	18,766	32,588	100,279	151,633
令和4年10月分	—	0	0	0
令和4年11月分	—	1,386	386	1,772
令和4年12月分	—	70,749	129,122	199,871
令和5年 1月分	—	67,451	141,893	209,344
令和5年 2月分	—	112,445	183,194	295,639
令和5年 3月分	—	105,260	148,621	253,881
年 間	71,192	570,323	1,121,273	1,762,788

令和5年4月分～令和6年3月分 月別売却電力量 (実績)

(単位：kWh)

区 分 月	重負荷時間帯	昼間時間帯	夜間時間帯	合 計
令和5年 4月分	—	92,845	137,686	230,531
令和5年 5月分	—	5,209	41,974	47,183
令和5年 6月分	—	25,063	35,702	60,765
令和5年 7月分	17,435	34,346	104,506	156,287
令和5年 8月分	22,298	42,821	116,093	181,212
令和5年 9月分	26,249	42,947	119,257	188,453
令和5年10月分	—	46,493	84,242	130,735
令和5年11月分	—	0	0	0
令和5年12月分	—	46,143	82,863	129,006
令和6年 1月分	—	78,001	152,526	230,527
令和6年 2月分	—	102,757	169,799	272,556
令和6年 3月分	—	97,320	151,928	249,248
年 間	65,982	613,945	1,196,576	1,876,503

(以下余白)